

施設利用料金表

令和6年6月現在

地域密着型複合施設 みなみやま

小規模多機能ホーム

小規模多機能型居宅介護サービス費（居宅）

\*1月あたり

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担額（1割）	3,737円	7,551円	11,326円	16,646円	24,215円	26,726円	29,468円
利用者負担額（2割）	7,473円	15,102円	22,652円	33,292円	48,430円	53,451円	58,935円
利用者負担額（3割）	11,209円	22,652円	33,978円	49,938円	72,645円	80,176円	88,402円

小規模多機能型居宅介護サービス費（同一建物）

\*1月あたり

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担額（1割）	3,367円	6,803円	10,206円	14,999円	21,816円	24,079円	26,551円
利用者負担額（2割）	6,734円	13,605円	20,411円	29,997円	43,632円	48,157円	53,102円
利用者負担額（3割）	10,101円	20,407円	30,616円	44,996円	65,448円	72,235円	79,653円

小規模多機能型居宅介護サービス加算

	1割負担	2割負担	3割負担	備考
初期加算（登録から30日間）	33円/日	65円/日	98円/日	1ヶ月以上の入院後も算定
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	813円/月	1,625円/月	2,437円/月	
総合マネジメント体制加算（Ⅰ）	1,300円/月	2,600円/月	3,899円/月	
看護職員配置加算（Ⅰ）	975円/月	1,950円/月	2,925円/月	要支援は対象外
訪問体制強化加算	1,083円/月	2,166円/月	3,249円/月	要支援は対象外
科学的介護推進体制加算	44円/月	87円/月	130円/月	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11円/月	22円/月	33円/月	
機能訓練指導員等配置加算（名古屋市独自加算）	217円/月	434円/月	650円/月	要支援は対象外
サービス改善加算（名古屋市独自加算）	217円/月	434円/月	650円/月	要支援は対象外
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数×14.9% ×地区単価（10.83円）－介護保険給付額－利用者負担額			

その他、対象の方のみに係る加算

	1割負担	2割負担	3割負担	備考
認知症加算（Ⅲ）	823円/月	1,646円/月	2,469円/月	認知症日常生活自立度がⅢ以上の方に算定
認知症加算（Ⅳ）	499円/月	997円/月	1,495円/月	要介護2で認知症生活自立度がⅡの方に算定
口腔・栄養スクリーニング加算	22円/回	44円/回	65円/回	6月に1回を限度として算定

【介護保険適用外分】

食事代	朝食 300円、昼食/おやつ 600円、夕食 500円
宿泊費	一泊 3,200円
通い送迎代	無料
訪問交通費	無料
レク・クラブ活動費	利用者の希望により、行事やレクリエーション・クラブ活動に参加された場合に要する費用などは実費負担いただきます。
その他費用	おむつ代、理美容代、嗜好品などの個人的にご利用になる費用は、実費負担いただきます。

月利用料金表（一般居宅）

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	6,782円	13,564円	20,346円
要支援2	11,165円	22,330円	33,494円
要介護1	18,365円	36,729円	55,094円
要介護2	24,477円	48,954円	73,431円
要介護3	33,174円	66,347円	99,520円
要介護4	36,059円	72,117円	108,176円
要介護5	39,209円	78,418円	117,627円

（同一建物）

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	6,358円	12,715円	19,072円
要支援2	10,305円	20,610円	30,915円
要介護1	17,077円	34,154円	51,231円
要介護2	22,584円	45,168円	67,752円
要介護3	30,418円	60,835円	91,252円
要介護4	33,017円	66,033円	99,049円
要介護5	35,859円	71,717円	107,545円

## 【加算について】

### ※初期加算とは…

小規模多機能型介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間について、事業所に加算されるものです。また、30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

### ※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イとは…

事業所のすべての介護従事者に対して、個々の研修計画を作成し、実施又は実施を予定すること。また、従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。

介護従事者の専門性等のキャリアを評価する目的として、介護福祉士が70%以上又は、勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置している事業所に加算される。

### ※総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）とは…

利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員が利用者の地域における多様な活動が確保されるように、地域の行事に参加出来るようにすること。また、利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制の確保や地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている事業所に加算される。

### ※看護職員配置加算（Ⅰ）とは…

医療機関との連携を図るために、常勤の看護職員を1名以上配置している事業所に加算される。

### ※訪問体制強化加算とは…

訪問サービスを積極的に提供する体制として、訪問を担当する従業者を一定程度 配置し、1月あたりの延べ訪問回数が一定以上の事業所を評価し、加算される。

### ※科学的介護推進体制加算とは…

利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を国に提出し、活用した場合に加算される。

### ※生産性向上推進体制加算（Ⅱ）とは…

介護現場における生産性の向上に資する取組として、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減の為に、見守り機器等のテクノロジーを導入している事業所に加算される。

### ※機能訓練指導員等配置加算（名古屋市独自加算）とは…（予防給付対象外）

栄養士、機能訓練指導員、歯科衛生士を配し、利用者に対する栄養指導、機能訓練、口腔機能の維持・向上等に関する指導を行っている事業所について、機能訓練指導員等配置加算として加算される。

### ※サービス改善加算（名古屋市独自加算）とは…（予防給付対象外）

算定月の前年の間において、1回以上、利用者や家族に対してアンケート調査を実施、提供するサービスに関する満足度の把握を行うとともにその結果を公表し、サービス改善に向けた課題を職員が話し合う場を月に1回以上設け、その内容を運営推進会議に報告してサービスの改善に取り組む体制を整えている事業所に加算される。

### ※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）とは…

国が定める介護職員の賃金等の改善に適合している事業所について介護職員処遇改善加算（14.9%）として利用者負担があります。

## 【その他対象者のみにかかる加算】

### ※認知症加算（Ⅲ）とは…

認知症日常生活自立度がⅢ以上の方に小規模多機能型居宅介護事業を提供した場合に加算される。

### ※認知症加算（Ⅳ）とは…

要介護2で認知症日常生活自立度がⅡに該当する方に小規模多機能居宅介護事業を提供した場合にかかる費用になります。

※口腔・栄養スクリーニング加算とは…

利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行い、計画作成者に文章により情報提供した場合に加算される。

※認知症行動・心理症状緊急対応加算とは… 7日間を限度として、1日につき200単位（217円）

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に小規模多機能居宅介護を利用することが適当であると判断し、小規模多機能型居宅介護を提供した場合にかかる加算になります。

※若年性認知症利用者受入加算とは… 1月あたり450単位（488円）/予防給付

… 1月あたり800単位（867円）/介護給付

受け入れた若年性認知症利用者ごとに担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに合わせたサービス提供を行った場合に加算される。



